年末の交通安全県民運動実施要綱

令和8年12月11日(金)～24日(木)

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。

運動の重点及び実施事項

重点	夕暮れ時以降の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～	飲酒運転の撲滅	自転車の安全利用の促進
運転者・歩行者は	○ 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。 ○ 外出するときは、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用しましょう。 ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯や対向車、先行車のいない状況でのハイビームの活用に努めましょう。 ○ 「ながらスマホ」は大変危険です。絶対にやめましょう。	○ 過去の痛ましい飲酒運転事故を他人事とせず、お酒を飲む際の移動手段について改めて考えてみましょう。 ○ 自転車と車の飲酒運転の罰則は同じであることを理解し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛け、二日酔い運転をしないようにしましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず 110 番通報しましょう。	○ 「自転車安全利用五則」に則った基本的な交通ルールを守り、安全に利用しましょう。(※) ○ こどもの手本となるため、大人が率先してヘルメットを着用しましょう。 ○ 「飲酒運転」「ながらスマホ」は大変危険です。絶対にやめましょう。 ○ 自転車保険に必ず加入しましょう。
家庭・学校・地域・職場では	○ 「止まって、見て、合図を出して、待って渡る」など道路の安全な通行について家庭等で話し合いましょう。 ○ 高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化を理解して、安全な行動を実践するよう呼び掛けましょう。 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を呼び掛けましょう。 ○ 従業員に対し、夕暮れ時以降の運転における注意喚起を行いましょう。	○ 過去の痛ましい飲酒運転事故や自転車を含む飲酒運転の危険性・罰則について話し合いましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、飲酒運転撲滅を呼び掛けましょう。 ○ 運転前後の従業員に対して、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ 飲酒運転通報訓練をはじめとする研修会の実施などに取組みましょう。	○ 家庭等で基本的な自転車の交通ルールについて話し合い、安全に利用しましょう。 ○ ヘルメットの被害軽減効果について話し合うとともに、大人が率先してヘルメットを着用することを呼び掛けましょう。 ○ 従業員等に対し、自転車の安全利用に関する指導を行うとともに、保険加入状況を確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体は	○ 歩行者と運転者双方の交通安全意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう ○ 高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化に応じ、自身の体調や道路状況などを考えて運転する「補償運転」について周知しましょう。 ○ 反射材用品等の着用をはじめ、自らの安全を守るための交通行動を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう	○ 飲酒運転事故の悲惨さや責任の重さについて改めて認識するための広報啓発活動を推進しましょう。 ○ アルコールの分解時間や運転に及ぼす影響等に関する広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)への登録及びハンドルキーパー運動を促進しましょう。 ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。	○ 自転車の安全利用に係る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ ヘルメットの被害軽減効果を周知し、その必要性を理解させる広報啓発活動に努めましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。
	○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。		

※ 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③ 夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用